

広島県公安委員会告示31号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和8年4月13日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
511018	告示の日 (令和8年4月13日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	PA愛の不時着S B	株式会社メーシー 代表取締役 湯澤 哲 (東京都江東区有明三丁目 7番26号有明フロンティア ビルA棟)	左同
610122	同上	同上	e虚構推理MHJ T	株式会社ディ・ライト 代表取締役 市原 高明 (東京都港区港南二丁目16 番1号)	左同